

埼玉県立深谷高等学校
いじめの防止等のための基本的な方針



令和3年9月

埼玉県立深谷高等学校

目 次

はじめに	—	1
第1 深谷高等学校いじめ防止基本方針の策定	—	1
第2 いじめ対策に係る基本事項	—	1
1 いじめの定義	—	1
2 いじめ防止等のための組織	—	2
第3 いじめ防止等のための対策	—	3
1 未然防止のための取組	—	3
2 早期発見のための取組	—	4
第4 いじめ事案発生時の対応	—	4
1 事案発生時の組織的対応	—	4
2 重大事態への対応	—	6
第5 取組の評価と改善	—	9
資料 年間計画	—	10
いじめ対策委員会組織図	—	11

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生徒の生命や心身又は財産に重大な危険及び被害を生じさせるおそれがある。

平成25年、いじめが社会的にも大きな問題となり、その対応が緊急の課題となる中、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が平成25年6月28日に交付され、平成25年9月28日に施行された。

第1 深谷高等学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、法に基づき、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

「埼玉県立深谷高等学校 いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「深谷高等学校いじめ防止基本方針」）では、本校の実情に応じ、いじめへの対処が体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策を具体的に記載する。さらに、取組の実効性を高めるため、「深谷高等学校いじめ防止基本方針」が機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込む。

具体的には、以下のとおりである。

- (1) いじめ防止等に係る基本事項
 - ア いじめの定義
 - イ いじめ防止等のための組織
- (2) いじめ防止等のための対策
 - ア いじめの未然防止のための取組
 - イ いじめの早期発見のための取組
- (3) いじめ事案発生時の対応
 - ア 事案発生時の組織的対応
 - イ 重大事態への対応
- (4) 取組の評価と改善

第2 いじめ対策に係る基本事項

1 いじめの定義

「いじめ」は、法第2条により次のように定義されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等のための組織

法第13条に基づき、いじめ防止等のため「深谷高等学校いじめ対策委員会」（以下「いじめ対策委員会」という。）を設置する。

(1) 構成員

いじめ対策委員会は、生徒指導委員会（教頭・生徒指導部教員）で組織する。ただし、個々の事案に応じて学年主任や担任、関係職員を加えることができる。

また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理及び福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより実効のないいじめ問題の解決に資するように工夫する。

さらに、いじめ対策委員会は、事案や重大事態が発生したときの調査を行う組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、県教育委員会との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図ることとする。

ただし、県教育委員会が、本校における調査が困難と判断した場合には、県教育委員会の「埼玉県いじめ問題調査審議会」による調査を行うものとし、その調査に協力する。

(2) 具体的な役割

ア 日常の取組

- ・ 学校いじめ防止基本方針の作成、年間指導計画の作成
- ・ 研修会の企画立案
- ・ アンケートの実施と結果報告
- ・ 未然防止及び早期発見の取組
- ・ 各クラスの状況報告
- ・ 取組の評価と改善

イ 事案発生時の取組

- ・ 校長は速やかに「いじめ対策委員会」を開催する。
- ・ 事実関係の正確な調査・把握及び県への報告
- ・ 被害者、加害者また全体に対して、具体的な指導方針を決定
- ・ 保護者と連携をとりながらいじめの解決指導
- ・ 警察等関係機関と連携をとりながらいじめの解決指導
- ・ 事態収束まで継続指導・経過観察

第3 いじめ防止等のための対策

1 未然防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための以下の未然防止に取り組む。

(1) 教師の言動・姿勢

- ・ 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない
- ・ 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。
- ・ いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。

(2) 学級づくり

- ・ 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ・ 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
- ・ 生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ・ 生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

(3) 学習指導

- ・ 学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている場合もある。
- ・ 「学ぶ喜びを味わわせる授業」を実践することが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

(4) 保護者同士のネットワークづくり

- ・ クラス懇談会やPTA支部別懇談会等を通じて保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめの防止

- ・ 生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

2 早期発見のための取組

いじめを早期に発見するために、日頃の生徒の言動からいじめのサインを見逃さないようにするとともに、教育相談やアンケート等によって情報を収集することが重要である。

(1) 生徒のサインからいじめを早期発見する。（「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

生徒のサインは次のようなものがある。

- ・ 遅刻欠席が多い ・ 体調不良を訴える ・ 表情が沈んでいる
- ・ 口をききたがらない ・ 無視される ・ からかわれる
- ・ 急によく保健室に行く ・ 急にトイレに行く ・ 衣服が汚れている
- ・ 体に傷やあざがある ・ 自転車がパンクする ・ ぼつんと一人である
- ・ 使い走りをさせられる ・ 発言で爆笑が起きる ・ プロレスの技を仕掛けられる
- ・ 持ち物が隠される ・ 落書きされる ・ あだ名で呼ばれる。
- ・ 必要以上のお金を持っている など

(2) 教育相談を充実させていじめを早期発見する。

- ・ 定期的な面談以外に、日頃から自分から相談できる学校の雰囲気をつくる。

(3) 面談やアンケートの実施からいじめを早期発見する。

- ・ 面談でのヒアリングや年2回の定期的なアンケートを実施する。

(4) 家庭や生徒情報、地域情報からいじめを早期発見する。

第4 いじめ事案発生時の対応

1 事案発生時の組織的対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめている生徒への指導（「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

- ・ いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。
- ・ いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(2) いじめられている生徒への支援（「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

- ・ 「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。
- ・ 本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。
- ・ 日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。
- ・ 状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家の支援とアドバイスを受け、生徒・保護者への精神的なケアを行う。

(3) 周りではやし立てる生徒への対応

- ・ はやし立てることは、いじめ行為とおなじであることを理解させる。
- ・ 被害者の気持ちになって考えさせ加害者と同じ立場にあることを理解させる。

(4) 見て見ぬふりをする生徒への対応

- ・ いじめは他人ごとではないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。
- ・ 傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる。

(5) 学級全体への対応

- ・ いじめは絶対に許さないという確固たる教師の姿勢を示す。
- ・ いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

(6) 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

- ・ 本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(7) 県教育委員会への報告

- ・ 法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

(8) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相

当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

2 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

「重大事態」は、法第28条により次のように定義されている。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の意味

ア 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合等

イ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、

生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。また、いじめの事案で被害生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることのないよう留意する。

ウ いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(3) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を関係者全員が理解しておく。

イ 「重大事態」が発生した場合、埼玉県教育委員会へ事態発生について報告する。

ウ 「いじめ対策委員会」は、下記に留意して速やかに調査を行う。

- ・ 調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。
- ・ いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。
- ・ 既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ・ アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

エ 明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）

オ 上記調査結果は、埼玉県教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(4) 埼玉県教育委員会又は本校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は埼玉県教育委員会へ、事態発生について報告する。

(イ) 調査及び調査主体について

重大事態が発生した場合には、直ちに埼玉県教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。

ただし、次のような場合は、埼玉県教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

- ・ 本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと埼玉県教育委員会が判断する場合。
- ・ 本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

(ウ) 調査を行うための組織について

重大事案と判断したときは、速やかに「いじめ対策委員会」を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者の参加を図る。

本校が調査の主体となる際には、県教育委員会の「問題調査審議会」の委員等の協力について相談する。

(エ) 事実関係を明確にするための調査の実施

① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。

(オ) 自殺の背景調査における留意事項

いじめが要因として疑われる場合の背景調査については、法28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については下記に留意する。

- ① 遺族の要望、意見を十分に聴取する。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 遺族に対し、在校生へのアンケート調査や聴き取り調査を提案し、扱い等について同意を得る。
- ④ 調査を行う組織は、利害関係を有しない第三者について、職能団体や大学、学会からの推薦により参加を図り、公平性・中立性を確保する。
- ⑤ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、分析評価は専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
- ⑥ 調査を行う際は、埼玉県教育委員会から指導及び支援を受ける。
- ⑦ 亡くなった生徒の尊厳の保持に配慮し、報道の在り方に特別の注意を払うことが必要である。

(カ) その他留意事項

生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。なお、自殺の背景調査に当たる場合は、「彩の国 生徒指導ハンドブック 第2章 自殺防止について」等も参考に慎重に対応する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する

- ① 調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。
- ② 情報提供に当たっては、下記の点に配慮する
 - ・ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
 - ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

(イ) 調査結果の報告

- ① 調査結果については、埼玉県知事に報告する。
- ② いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて埼玉県知事に送付する。

第5 取組の評価と改善

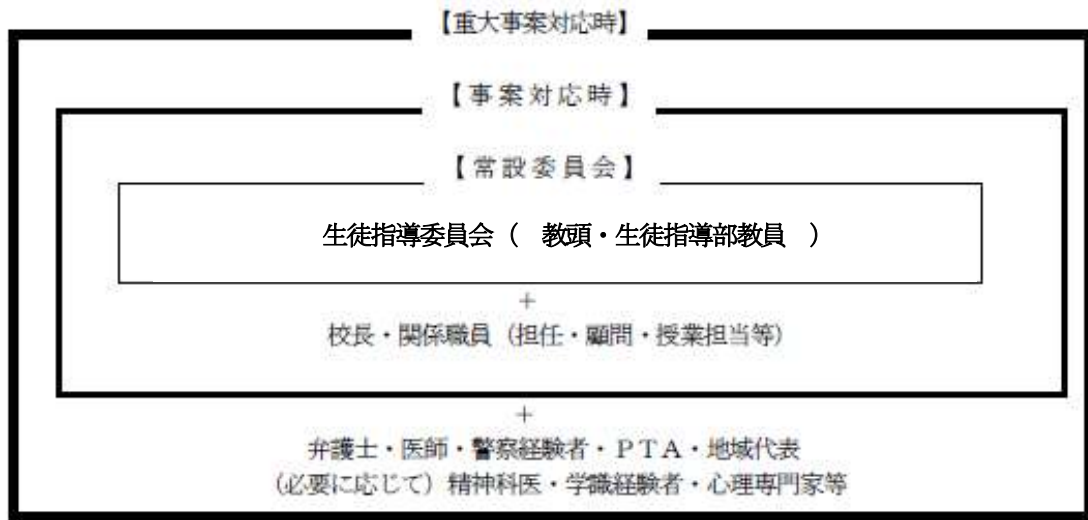
本校は、「いじめ対策委員会」において毎年度、「深谷高等学校基本方針」にある各施策の効果を検証し、同基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。また、同基本方針による取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、これを評価する。

資料

年間計画

	1年次	2年次	3年次	備考
4月	校長・生徒指導主任講話 2者面談	校長・生徒指導主任講話 2者面談	校長・生徒指導主任講話 2者面談	いじめ対策委員会
4月～	全校集会 携帯電話マナー教室	全校集会 携帯電話マナー教室	全校集会 携帯電話マナー教室	非行防止強化期間
6月	3者面談	3者面談 在り方生き方教育「明日を目指して」	3者面談 在り方生き方教育「明日を目指して」	非行防止強化期間 在り方生き方教育推進委員会 学校評議員会
7月	非行防止教室 在り方生き方教育「明日を目指して」	非行防止教室 在り方生き方教育「明日を目指して」	非行防止教室	非行防止強化期間 在り方生き方教育推進委員会
9月	在り方生き方教育「明日を目指して」 公開授業	在り方生き方教育「明日を目指して」 公開授業	在り方生き方教育 公開授業	非行防止強化期間 在り方生き方教育推進委員会
10月	在り方生き方教育「明日を目指して」	在り方生き方教育「明日を目指して」		在り方生き方教育推進委員会
11月	公開授業・授業研究 在り方生き方教育「明日を目指して」 学年集会 人権教育	公開授業・授業研究 在り方生き方教育「明日を目指して」 学年集会 人権教育	公開授業・授業研究 在り方生き方教育「明日を目指して」 学年集会 人権教育	人権教育推進委員会 在り方生き方教育推進委員会 いじめ撲滅強化期間
12月	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	教職員事故防止研修会 いじめ対策委員会
1月	個人面談	個人面談	個人面談 在り方生き方教育「明日を目指して」 学年集会	在り方生き方教育推進委員会
2月	学年集会	学年集会		いじめ対策委員会 学校評議員会
3月	いじめアンケート	いじめアンケート		

いじめ対策委員会組織図



重大事態発生時

- 生徒が自殺企画、身体に重大な障害、金品等に重大な被害
- 精神疾患発症、年間30日以上の欠席などの状況に至ったとき
- 生徒や保護者から上記の事態に至ったと申し出があったとき

